平成２４年（フ）第７号
兵庫県姫路市北原462番地１　レオパレス北原110、申立時の住所兵庫県加西市北条町東南216番地の13
債務者　山口　明博
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県加西市北条町西高室285番地の６　レジデンス北条３－Ｅ、申立時の住所兵庫県加西市北条町東南216番地の13
債務者　山口しのぶ
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第８８号
香川県綾歌郡綾川町陶1600番地64
債務者　細川　義喜
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８９号
香川県綾歌郡綾川町陶1600番地64
債務者　細川スズ子（旧姓笹川）
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０２８号
福岡県大野城市仲畑１丁目10番16号
債務者　寺田　博文
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９号
福岡市博多区博多駅南６丁目５番11―702号
債務者　開地ゆかり
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目80番地　迎陽館501号
債務者　五十嵐　淳
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３０号
福岡市東区馬出４丁目８番33―504号
債務者　森本　圭介
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６４号
福岡市西区大字宮浦2063番地１
債務者　麻生　真澄
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１７号
福岡市城南区別府６丁目25番３号
債務者　仲川征途子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１９号
福岡市東区城浜団地52番502号
債務者　川副　秀雄
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３２号
福岡市中央区警固１丁目15番22―501号
債務者　松浦　彰子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３３号
福岡市博多区吉塚本町11番13―202号
債務者　宮上　　敦
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５２号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野28番地１
債務者　井本　敏美
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６３号
福岡市中央区警固１丁目３番３―403号
債務者　原田　義光
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８１号
福岡市城南区金山団地14番207号
債務者　坂本　節子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８８号
福岡県朝倉市三奈木4028番地
債務者　宮田　和美（旧姓江田）
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９０号
福岡市西区内浜２丁目30番６号
債務者　重松　　昇
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部